

～介護保険事務所からのお知らせ～

令和3年度 介護保険料の納付について

◇◇介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です◇◇

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。
なお、第1段階から第3段階の住民税非課税世帯については、保険料の負担軽減を行っています。

◎普通徴収……7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。

○普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、令和3年度中に65歳になる方などです。

◎特別徴収……年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

表【令和3年度介護保険料】

段階	区分：令和3年度の住民税課税状況等		保険料（年額）	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方	24,120円	基準額×0.3
第2段階		本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	30,150円	基準額×0.375
第3段階		本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円以下の方	56,280円	基準額×0.7
第4段階	住民税課税世帯 （本人非課税）	本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円を超える方	70,350円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超える方	80,400円	基準額
第6段階	住民税課税世帯 （本人課税）	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	100,500円	基準額×1.25
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	104,520円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	120,600円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	140,700円	基準額×1.75

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の収入が著しく減少するなど、介護保険料の納付が困難な状況となった方に対して、申請によって介護保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

介護保険事務所 保険給付班 TEL0187-86-3911
各高齢者包括支援センター
各支所市民サービス課